

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、さらに顧客、従業員等の多くのステークホルダー(利害関係者)に対しても、それぞれの責任を果たしていく必要があると認識しております。そのためには、コーポレート・ガバナンスの強化、充実が不可欠であり、またそれを有効に機能させることが企業価値を増大させるための経営上の重要な課題であると考えております。

このような考えのもと、当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、組織内部のチェック体制及びリスク管理体制の強化、株主をはじめ社外に対する正確な情報発信による経営の透明性、更に企業倫理の遵守による公正で健全な企業経営を基本にした経営システムを確立し運営してまいります。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制は原則として、当社の取締役がグループ子会社の代表取締役及び取締役を兼務しており、グループ子会社を含めた事業戦略策定、経営管理ならびに経営資源の最適配分を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【株主の権利・平等性の確保】

金融商品取引法等の関連法令及び東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則(以下「適時開示規則」という)を遵守して情報提供に努め、その他の情報につきましても、当社ウェブサイト等により、迅速、正確かつ公平に開示し、株主の権利と平等性の確保に努める方針です。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

当社は、中長期の視点に立った経営を心がけ、多様化するお客さまニーズに適切かつ迅速に対応するとともに、社会に有用なサービスの提供に努めます。

また、株主をはじめとするステークホルダーとの協働を実践するため、「企業行動基準」を定め、当社の果たすべき使命と役割を十分に認識し、役員を含む全ての従業員が事業活動の具体的局面において遵守すべき事項としております。

【適切な情報開示と透明性の確保】

当社では、情報開示は重要な経営課題の一つであり、ステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。その認識を実践するため、法令に基づく開示以外にも株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、任意で開示を行っております。

今後は、その他、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ウェブサイトを通じ情報開示を行ってまいります。

【取締役会等の責務】

当社は、取締役会において、企業戦略等の方向性を定めております。取締役と各部署の職務と責任を明確にする中、経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境を整備しております。また、当社の社外独立役員は全体の三分の一を占めており、取締役に対する監督体制を構築しております。

【株主との対話】

決算説明会(原則年2回)等を開催し、社長が今期の重点施策について説明し、その内容は当社ウェブサイトにて動画配信を行っております。

また、株主通信においては経営方針を明確にして発信しており、アンケート等を活用して株主の皆様からご意見をいただいておりますとともに、各種問合せにも対応しております。今後さらに個人投資家説明会開催の必要性も検討してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社Kawashima	1,253,000	36.81
システムズ・デザイン社員持株会	118,000	3.47
光通信株式会社	111,900	3.29
水元 公仁	103,000	3.03
株式会社みずほ銀行	100,000	2.94
株式会社光通信	97,600	2.87

日本生命保険相互会社	80,000	2.35
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	71,100	2.09
山下 良久	59,800	1.76
川村 洋子	56,500	1.66

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2020年3月31日現在の株式数となります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
畠山 道子	他の会社の出身者													
梶本 繁昌	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畠山 道子		独立役員として指定しております。	畠山道子氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、途上国向け開発支援業務に長年携わり、豊富な経験と知識を有しており、その見識を活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外取締役として適切な選任であると考えております。

梶本 繁昌	独立役員として指定しております。	梶本繁昌氏は、会社経営に長年関わっており、豊富な経験と知識を有しており、その見識を活かして、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外取締役として適切な選任であると考えております。
-------	------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社には、社長直属の組織として「内部監査室」が設置されております。監査役会との連携については、内部監査室監査と監査役監査との徒な重複を避け効率的な監査を実施するために、年度始めに両者協議し、それぞれの監査領域を定めた上で合同で監査計画を策定し、これに基づいてそれぞれの監査業務をおこなうこととしております。また、監査によって検出された事項（指摘・改善等の措置が伴った場合はこれらも含めて）については、相互に提供しあって今後の業務に資するようにしております。その他適宜情報交換や、共同で各業務担当役員から業務の状況ヒアリング等を通じて、監査上の問題意識の共有に努めております。

当社は、会計を担当する監査法人としては、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選任し、監査契約を結んでおり、年度決算をはじめとして、適時会計監査を受けております。

また、監査役会と会計監査人とは常に綿密な連携を保ち、情報の共有と十分な意見交換がなされております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
深澤 公人	税理士													
大久保 映貴	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
深澤 公人		他の会社の非常勤監査役を兼務しております。また、独立役員として指定しております。	深澤公人氏は、税理士としての高い見識とコーポレート・ガバナンスに関する知見を有するとともに、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、高い独立性を有すると思料されることから、社外監査役として適切な選任であると考えております。
大久保 映貴		独立役員として指定しております。	大久保映貴氏は、弁護士としての資格を有することから法務の専門家として豊富な知見を有しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、高い独立性を有すると思料されるとともに、今後、コンプライアンスの維持、向上が益々重要であるとの観点から、社外監査役として適切な選任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員にしています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明 更新

2020年6月23日開催の定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する新たな株式報酬制度(事後交付型リストラクテッド・ストック)の導入を決議いたしました。なお当社は、従来導入しておりました取締役の退職慰労金制度をこの度廃止し、コーポレート・ガバナンスの一層の拡充の観点から、当該株式報酬制度を導入することいたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、有価証券報告書で役員報酬の内容を開示しており、同有価証券報告書は当社のホームページからも縦覧できるシステムを採用しております。開示内容は下記のとおりです。

役員報酬等

当事業年度における役員区分ごとの対象となる役員の数及び報酬等の総額

取締役(社外取締役を除く) 6人 79,141千円

監査役(社外監査役を除く) 1人 6,900千円

社外役員 4人 10,050千円

(注)上記の金額は、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役報酬は株主総会で承認された報酬額の範囲内において、役位、担当業務における各期の業績、貢献度等を総合的に勘案、代表取締役隈元裕と取締役相互が協議を行い、各評価の妥当性を検討した上で代表取締役隈元裕が評価し、報酬テーブルを適用して原案を作成、さらに、監査役の見解も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保したうえで取締役会で承認しております。なお、社外取締役を除く取締役の固定報酬の報酬テーブルについては、固定部分と評価に応じた変動部分に分かれており、変動部分は、固定部分の0%から概ね23%の範囲で、評価に応じ7段階で定められています。
監査役の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は社外取締役、社外監査役を補佐する担当セクションを特に設けておりませんが、社外役員も他の社内役員と同様に重要な会議への出席、事前資料の配布、情報説明の出来る体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会については、取締役6名で構成され、原則毎月1回定時に開催、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の経営監視を行い職務の執行を監督しております。

その他経営上の意思決定、執行機関としては、中・長期的な視点から利益計画や製品開発、顧客サービス等の企画・立案・検討を目的とする経営企画会議と、各部門の営業実績の報告、進捗状況の点検と調整、問題点の抽出と検討を目的とする予算実績会議を毎月開催し、会社の中・長期的な方向性の検討と情報の共有化を行い業績の向上とリスクの未然防止を図っております。

当社は、会計監査を担当する監査法人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を結んでおります。業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	田中 淳一
指定有限責任社員	業務執行社員	公認会計士	福原 崇二
監査補助者	公認会計士5名	その他4名	

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会と監査役・監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。取締役会では毎回活発な議論が行われています。また、取締役6名のうち2名を社外取締役とすることで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役に対する経営監視機能をさらに強化しています。

監査役は弁護士や税理士などの専門的な見地から取締役の職務執行に対する監査を厳正に行っております。さらに監査役の過半数を超える2名を社外監査役とすることで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っています。

社外取締役2名と社外監査役2名の計4名による、ガバナンスの充実を目指しております。

なお、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する特段の基準又は方針は設定しておりません。

しかし、社外取締役及び社外監査役の選任については、下記の基本的な考え方に基づいて選任しております。

- (a) 様々な分野に豊富な知識、経験を有する者から選任し、中立的・客観的な視点から助言を行うことにより、経営の健全性と透明性を確保する。
- (b) 選任の本来の目的に適うように、新たな選任においては、その独立性に留意する。

このように当社の現状では、従来からの取締役、監査役制度を一層充実させる事で、コーポレートガバナンスの強化が図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は多くの株主が参加し議決権が円滑に行使できるよう、集中日を避けて定時株主総会開催を心がけております。 定時株主総会開催日：2020年6月23日
その他	株主総会の議場において、総会を進行する上でプロジェクターを用いて視覚的に表示、説明できるようにしております。 ホームページ上に株主総会招集通知、決議通知などを掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年2回、機関投資家・アナリストを対象にした代表取締役による会社説明会を開催。 実施状況：2020年12月10日（2020年6月は開催せず、決算説明資料、決算説明動画をホームページに掲載）	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて次の資料を閲覧できるシステムを採用しております。 ・決算短信・四半期決算短信・その他適時開示資料 ・有価証券報告書・四半期報告書・コーポレートガバナンス報告書 ・財務データ・報告書・決算説明会資料	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス基本方針」、「企業行動基準」を制定し、役員及び使用人は率先垂範して実践しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの目的を「業務の実効性、有効性の確保」「財務報告の信頼性の確保」「法規則と内部規程の遵守」「会社資産の保全」として認識し、内部統制の一層の強化、改善に努力しております。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社の企業倫理および法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「企業行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」を定め、その実践の為に、「コンプライアンス規程」を作成し、その徹底を図る。

当社役員及び使用人はこれらを率先垂範して実践する。また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社「文書管理規程」及び「個人情報保護規定」、「情報システム運用管理規程」に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。

(2) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

(3) リスクが生じた場合、「リスク管理規程」に基づき、その重要度に応じて代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策委員会を設置し、顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

(2) 当社の経営方針および経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。

(3) 当社の取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

5. 当社並びに子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という)における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社グループにおける重要事項に関し定期的な状況の把握により、適切に管理する。

(2) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ各社の内部監査を実施し、コンプライアンスに関する取り組み及び内部統制に関して状況の把握と改善策の指導、助言を行う。

(3) 当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス違反リスクを含むリスク対策として、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとする。

(2) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、それ以外の者の指揮命令は受けないものとする。

7. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

(2) 当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。

(3) 当社の取締役及び使用人は、当該報告を監査役に行ったことによって、社内で不利益な取扱いを受けないものとする。

(4) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は当社の監査役会の定めるところに従い、前(1)、(2)と同様に、当社の監査役に報告を行うものとする。前(3)についても同様とする。

8. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要なものと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務の処理を行う。

9. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見および情報の交換を行う。

(2) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。

(3) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。

(4) 監査体制の実効性を高めるため、当社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨の規定を「企業行動基準」に明文化し、ホームページにおいて公表するとともに、当社において「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の取引をしない、また利用しないことを徹底するための組織体制について規定し、もって会社運営の適正および経営意思決定過程の適正並びに役

職員の生命、身体の安全を確保することを目的としております。

反社会的勢力排除を組織として推進するため、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、マニュアルに沿った業務活動を行うとともに、社内での教育、指導にも努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. その他コーポレートガバナンス体制に関する状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、継続的に管理体制の強化、改善を図っておりますが、より一層の監督機能の強化のため、社外取締役や内部監査室のさらなる拡充も検討してまいります。

なお、当社は監査役会、会計監査人を設置し、補欠監査人1名を選任するとともに、業務執行取締役等を除く取締役や監査役が会社との間で責任限定契約を締結できるよう定めております。

また、管理部門につきましては、経理・財務業務全般を行う経理部と、総務・人事業務を行う総務人事部とを統括する管理本部を設置しており、各業務部門の売上、仕入、外注等に係わる事務作業は全てエビデンスとともに経理部に報告されており、精査、確認がなされております。

加えて、管理本部内に法的専門部署として法務コンプライアンス室を設置しており、法務コンプライアンスの指導・監督を行っております。契約書等に関しては必ず法務コンプライアンス室によるチェックを受けることとなり、内部牽制の実効性が確保される体制を確立しております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

当社は、投資者に対し適時適切な会社情報の開示を行う為、社内規程として「内部者取引管理規則」を定め、本規則に従い、当社及び当社グループに関する「業務等に関する重要事実」の取扱いをしております。

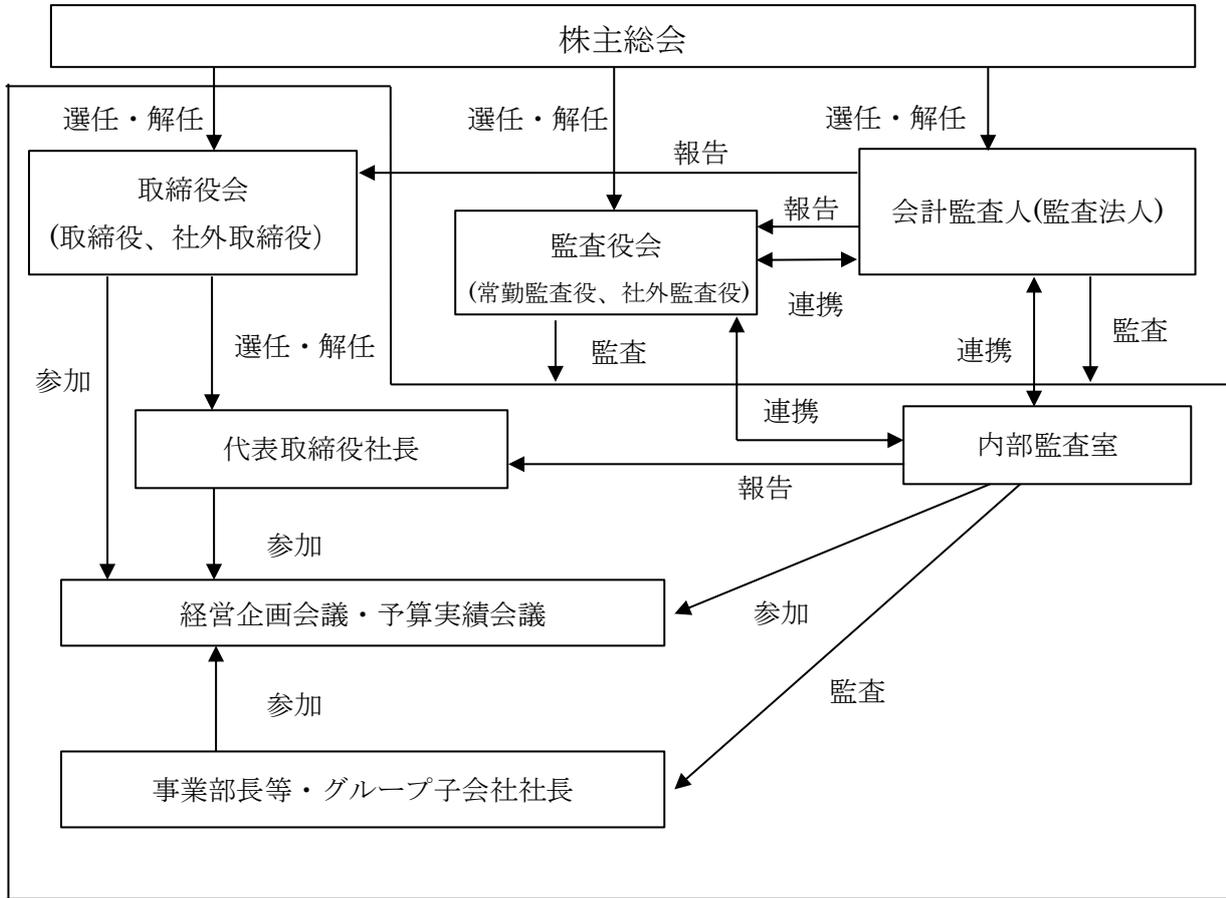
「業務等に関する重要事実」の管理体制は下記のとおりであります。

(1)総務人事部長は、社長その他必要と認めたものと「業務等に関する重要事実」に該当するか否か協議を行い、該当すると判断された情報についてはこれを一元管理し、外部への漏洩防止の指示を行い、適切な時期及び方法により開示するものとしております。

(2)内部情報の公表ならびに取材対応部署は、総務人事部としております。

(3)インサイダー取引の防止等につきましては、「内部者取引管理規則」に自社株等の売買に関する規定を設け、その防止を図っております。また、社内ホームページや社内研修等を通じ、インサイダー取引に関する周知に努めております。

コーポレートガバナンス体制（模式図）



適時開示体制（模式図）

